

病院、東京都医師会及び都によって構成される「東京都がん診療連携協議会」の運営の中心を担い、都内の連携体制整備や相談支援機能の向上、院内がん登録データの集計体制の整備等にかかる取組を進めている。

癌研究会有明病院は、基礎研究・臨床研究部門と一体となって活動を行ってきた実績や緩和ケア病棟・緩和ケア外来の取組、専門医養成の研修等を行ってきた特長を活かし、都におけるがん医療に関する人材育成の中心として取組を進めていくこととして、地域拠点病院等の医療従事者を対象とした放射線療法や化学療法にかかる職種別の専門研修、医師向け緩和ケア研修等を実施している。

(東京都がん診療連携協議会・専門部会)

都では、都民に広く高度ながん医療を提供する体制を確保するため、拠点病院と同等の高度ながん診療機能を有する病院を都が独自に認定する「認定病院」制度を創設し、14か所の拠点病院と10か所の認定病院、合わせて24病院の体制をとっているが、これらの病院の連携協力体制を築き一体的な取組を進めていくために、都内全ての拠点病院、認定病院、東京都医師会及び都が参画する「東京都がん診療連携協議会」を設け、また、専門部会として、がん登録、研修、連携パス及び相談・情報の4つの部会を設置し、都道府県拠点の両病院が協力して運営を行っている。

がん登録部会では、拠点病院だけでなく認定病院も含めた都内の院内がん登録データの収集・分析体制や、院内がん登録を円滑に実施していく上での課題等について協議を行っている。(事務局は都立駒込病院)

研修部会では、医師、看護師、薬剤師、技師の職種別の小委員会を設け、それぞれの専門性を高めるための研修の検討、医師向け緩和ケア研修会にかかる都内の実施計画の調整等を行っていくこととしている。(事務局は癌研究会有明病院)

連携パス部会では、拠点病院・認定病院が共通で使える標準的連携パスの作成に向け(事務局は都立駒込病院)、いわゆる5大がん(胃がん、肺がん、肝がん、大腸がん、乳がん)ごとに小委員会を設置し、国立がんセンター中央病院、医師会等からの委員も加えて検討を行っている。なお、大腸がんの小委員会は都立駒込病院が、乳がんの小委員会は癌研究会有明病院が幹事病院となっている。

相談・情報部会では、拠点病院・認定病院の全病院におけるセカンドオピニオンの提示状況をがん種ごとに整理し、一覧情報として共有することや、相談の質の向上のため各病院のがん相談支援センターの担当者のネットワークづくりを進めることとしている。(事務局は都立駒込病院)

拠点病院・認定病院合わせて24病院にも上る、数多い高度な医療機関の一体的な取組を進めていくには、取組の内容ごとに都立駒込病院と癌研究会有明病院の両病院が役割分担や連携・協力を行っていくことが必要となる。このため、引き続き両病院の特長を活かし、また、両病院が連携・協力することにより、都におけるがん診療の質の向上とがん診療の連携協力体制の整備を進めていく。

都内がん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院 一覧

表1 都道府県がん診療連携拠点病院（都道府県拠点病院）

医療機関名	所在地	備考
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	
財団法人癌研究会明病院	江東区有明3-10-6	

表2 地域がん診療連携拠点病院（地域拠点病院）

医療機関名	所在地	備考
東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	区中央部
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	区東北部
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	区東部
NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	区南部
日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	区西南部
東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	区西部
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	区西北部
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	区西北部
青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	西多摩
東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	南多摩
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	北多摩南・西部
日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	北多摩南・北部

（注） 備考欄は担当圏域。ただし、担当圏域は地域拠点病院としての役割を定めたものであり、実際には担当圏域を越えて連携が行われることがある。

表3 東京都認定がん診療病院（認定病院）

医療機関名	所在地	備考
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	
国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3	
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	
昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	
独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35	
東京厚生年金病院	新宿区津久戸町5-1	
東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	

がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院について（概要）

1 がん診療連携拠点病院（「拠点病院」）

(1) 目的

専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、がん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援、情報提供を行うため、厚生労働省が定めた整備指針に基づき、「都道府県がん診療連携拠点病院」を都道府県に概ね1か所、「地域がん診療連携拠点病院」を二次保健医療圏に1か所程度、都道府県の推薦に基づき国が指定。

(2) 指定要件

厚生労働省が定める整備指針を満たしていることが要件であるが、都から国に推薦した病院については、整備指針の要件に加え、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）のほかに複数のがん（子宮がん、血液腫瘍など）についても集学的治療を実施していること、放射線治療や外来化学療法の実施などの高い診療機能を有していること等を要件としている。

(3) 役割

- ・ 高度ながん医療、緩和ケアの提供やセカンドオピニオンの実施。
- ・ がん医療従事者に対する研修、相談支援センターの設置やがんに関する情報提供・普及啓発、院内がん登録の実施など。
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県のがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的役割を担い、また、地域がん診療連携拠点病院は、二次保健医療圏における中心的な役割を担う。

2 東京都認定がん診療病院（「認定病院」）

(1) 目的

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として都独自に認定。

(2) 認定要件

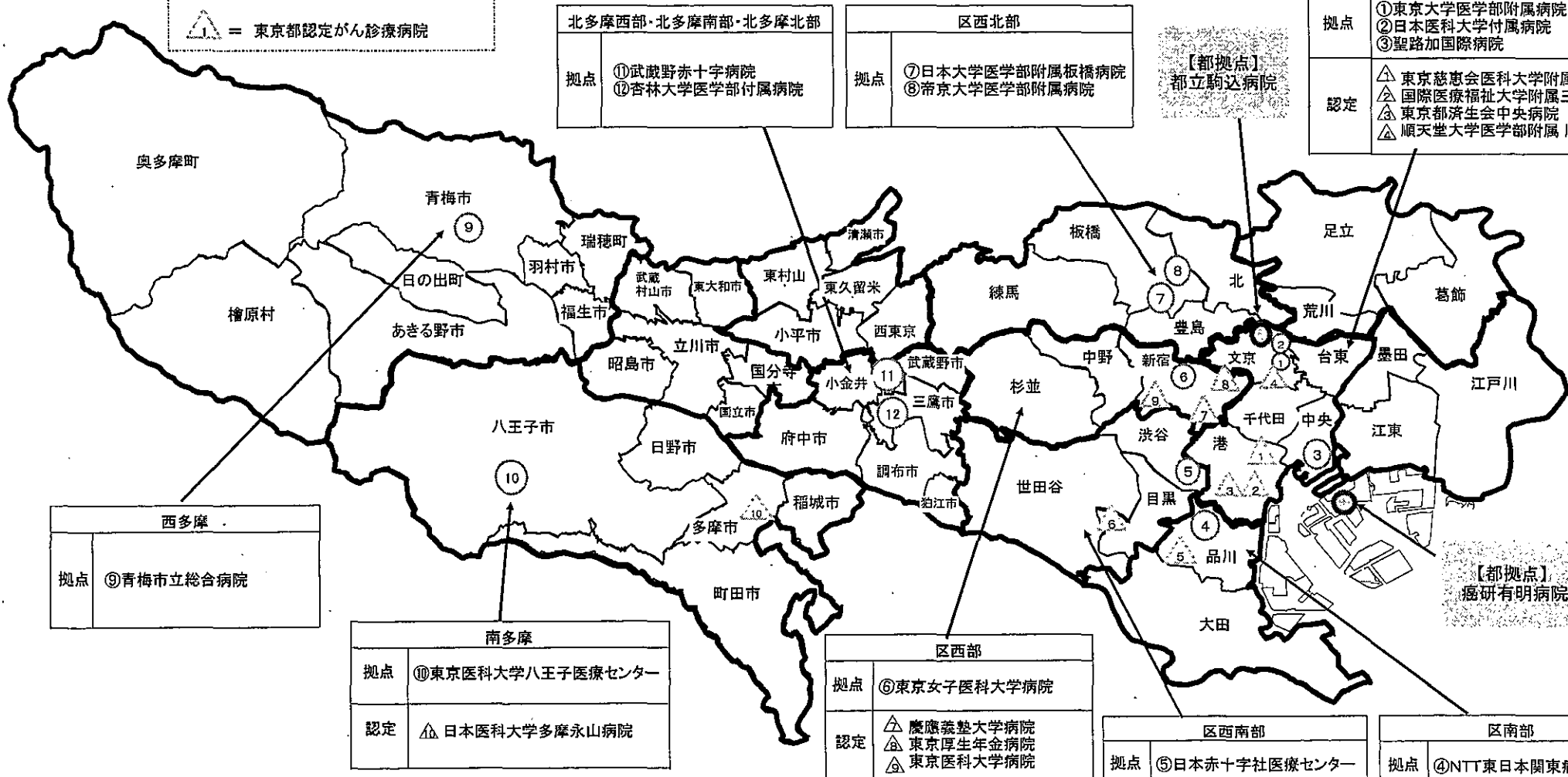
厚生労働省が定める拠点病院の整備要件に加え、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）のほかに複数のがん（子宮がん、血液腫瘍など）についても集学的治療を実施していること、放射線治療や外来化学療法の実施などの高い診療機能を有していること。

(3) 役割

- ・ 高度ながん医療、緩和ケアの提供やセカンドオピニオンの実施。
- ・ 相談支援センターの設置やがんに関する情報提供・普及啓発、院内がん登録の実施、がん診療連携拠点病院が実施する取組への協力（連携協議会への参画、研修事業への協力等）
- ・ 地域における連携体制の構築にあたっては、高度な診療機能を持つ認定病院も協力し、拠点病院と一体となって都内のがん医療水準の向上に努める。

東京都内のがん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院

- = 都道府県がん診療連携拠点病院
- ① = 地域がん診療連携拠点病院
- △ = 東京都認定がん診療病院



区中央部・区東北部・区東部	
拠点	①東京大学医学部附属病院 ②日本医科大学付属病院 ③聖路加国際病院
認定	△東京慈恵会医科大学附属病院 △国際医療福祉大学附属三田病院 △東京都済生会中央病院 △順天堂大学医学部附属 順天堂医院

北多摩西部・北多摩南部・北多摩北部	
拠点	①武蔵野赤十字病院 ②杏林大学医学部付属病院

区西北部	
拠点	⑦日本大学医学部附属板橋病院 ⑧帝京大学医学部附属病院

西多摩	
拠点	⑨青梅市立総合病院

南多摩	
拠点	⑩東京医科大学八王子医療センター
認定	△日本医科大学多摩永山病院

区西部	
拠点	⑥東京女子医科大学病院
認定	△慶應義塾大学病院 △東京厚生年金病院 △東京医科大学病院

区西南部	
拠点	⑤日本赤十字社医療センター
認定	△東京医療センター

区南部	
拠点	④NTT東日本関東病院
認定	△昭和大学病院

東京都がん診療連携協議会設置の役割・専門部会

【設置の趣旨】

東京都のがん医療を充実させ、都民に高い水準のがん医療を提供するとともに、がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の連携体制を構築する。

東京都がん診療連携協議会の役割

- (1) 当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換を行うこと。
- (2) 当該都道府県内の院内がん登録のデータ分析、評価等を行うこと。
- (3) がんの種類ごとに、当該都道府県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有し、広報すること。
- (4) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- (5) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスを整備することが望ましい。
- (6) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

(厚生労働省「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」
(平成20年3月1日付健発第0301001号) IVの4より)

東京都がん診療連携協議会

拠点病院・認定病院・都医師会・都で協議会を構成

<専門部会>

院内がん登録部会

(院内がん登録データの収集、分析評価等)

研修部会

(緩和ケア研修その他各種研修計画の作成等)

地域連携クリティカルパス部会

(全都的地域連携クリティカルパスの整備等)

相談・情報部会

(相談支援体制、情報提供体制の充実等)

